

## 平成15事業年度の事業計画の概要

- (1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関しこの基金が行う登録を受けた出荷団体との間に農林水産省令に規定する委託関係のある対象野菜の生産者及びこの基金が行う登録を受けた対象野菜の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付する。
- (2) 登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令に規定するところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。
- (3) 野菜の安定的な供給を図るための保管施設の管理を行う。
- (4) 民法第34条の規定により設立された法人（以下「都道府県野菜価格安定法人」という。）が行う対象野菜以外の野菜の安定的な供給を図るための業務で(1)又は(2)の業務に準ずるものについての助成を行う。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、野菜の安定的な供給又はその流通若しくは消費の合理化を図るための事業を行う。